

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年6月1日から同年10月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、3年6月から同年9月までの標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は平成3年11月30日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年10月の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月27日から同年6月1日まで
② 平成3年6月1日から同年10月31日まで
③ 平成3年10月31日から同年11月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び③の記録が無い旨の回答を受け、申立期間②の標準報酬月額が実際に支払われていた報酬額と違っていた。

申立期間①及び③については、継続してA社B支店に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。また、申立期間②については、社会保険事務所の記録では、標準報酬月額が9万8,000円となっているが、その期間だけ給与が下がった記憶が無い。

申立期間①及び③の厚生年金保険被保険者期間及び申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る標準報酬月額について、オンライン記録によると、A社が適用事業所に該当しなくなった平成3年11月30日より後の4年3月4日

付けで、3年6月にさかのぼって13万4,000円から9万8,000円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「遡^{そきゅう}及訂正に係る届出が行われたか否かは不明。」と供述しているが、商業登記簿の役員欄に申立人の氏名が無いことから、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に、当初、届け出た13万4,000円に訂正することが必要である。

申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成3年11月30日より後の4年3月5日付けで、さかのぼって3年10月31日と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年11月30日であると認められる。

なお、平成3年10月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に、当初、届け出た標準報酬月額の記録から、32万円とすることが妥当である。

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成3年2月27日に休業を理由として厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、同年6月1日に再度、適用事業所となっており、申立期間①の期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人と同様に平成3年2月27日にA社において資格喪失し、同年6月1日に同社において資格取得した被保険者78人のうち12人は、申立期間のすべて及び一部の期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げたA社B支店勤務の同僚二人及びオンライン記録上、申立人と同じ喪失日及び取得日が確認できる被保険者のうち5人からは、「申立期間当時の給与明細は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない。」との回答を得ており、申立期間に係る厚生

年金保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 11 日から同年 5 月 2 日まで
船員保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に加入記録が無いとの回答を得た。
船員手帳に記載があり、乗船していたのは間違いないので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者のA社に係る申立期間について、船員手帳によると、雇入日は「昭和 36 年 4 月 11 日」、雇止日は「36 年 5 月 2 日」と記載され、当時の海運支局の公認印が押されている。

しかし、船員手帳に記載のある船長のA社における船員保険の加入記録は、昭和 36 年 5 月 3 日資格取得、同年 10 月 1 日資格喪失となっており、申立期間は被保険者になっていないほか、申立人が同僚として名前を挙げた者も同船長と同様の記録となっている。

また、申立人は、申立期間後の昭和 36 年 11 月 1 日に他県の船舶所有者において船員保険の被保険者資格を取得しているところ、前述の船長及び同僚を含めて、申立人と同日に当該船舶所有者において被保険者資格を取得している者が 5 人確認できるが、同船長は既に死亡しており、残る 4 人のうち唯一所在が判明した被保険者に照会したところ、「船員手帳は無く、A社の船員保険については会社から説明を受けたことはなく、どのように掛けられたかは不明。」との回答を得ている。

さらに、申立期間前後にA社において船員保険の加入記録がある二人の船長に照会したところ、船員手帳の雇入日が昭和 36 年 4 月 24 日でありながら、船員保険の資格取得日が同年 5 月 3 日となっている船長は、「実際に漁に出たのが 5 月だったのかもしれない。私の場合、下船後も船長として船舶の管理があったので継続して船員保険に加入していたが、一般の乗組員は出入り

も多く、1か月だけで下船した場合は船員保険に加入しないケースがあったかもしれない。」と供述し、申立期間を含めて6年間の船員保険加入記録のある船長は、「私は関東の本社採用で、転勤によりB市に来ていたが、乗船履歴のある期間は船員保険に加入していた。現地の乗組員は、出漁時以外は船員保険に加入していないと思う。申立人については、4、5月が出漁準備中だったことも考えられるのではないか。」と供述している。

加えて、A社の本社に照会したところ、「昭和30年代当時の人事記録等の関係書類は廃棄済みのため詳細は不明。」との回答を得ているほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 12 月 15 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

私は、A事業所に昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 12 月 15 日まで勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立期間当時の事業主や同僚等の氏名及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無いほか、A事業所における雇用保険の加入記録も確認できないため、同事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が申立期間において勤務していたとするA事業所は、申立人が供述する1番地違いの住所に存在しており、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所として確認できないところ、現在の代表者は、「30年前に亡くなった父の時代のことであり、当時の記録も無く、申立人が勤務していたかどうかは不明。また、当事業所は個人事業なので厚生年金保険の適用事業所になったことは無い。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 21 日から 16 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。

平成 15 年 10 月 21 日から派遣職員としてフルタイムで勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、給与明細書は処分したため無いが、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が提出した平成 15 年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社の関連会社であるB社から提供された申立人に係る賃金台帳によると、申立期間において、雇用保険料は控除されているものの、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当時、A社C営業所長として勤務していた者は、「派遣職員の厚生年金保険への加入の取扱いは、当初は、入社2か月後に加入させていたが、その後、入社と同時に加入させるようになったと記憶している。」と供述しており、加えて、申立期間当時、派遣職員として勤務していた同僚の二人も、「入社後、2か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述している上、当該二人の同僚から提供された給与支給明細書によると、いずれも入社月の翌々月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当時の事業主は、派遣職員として勤務していた者を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が提出した平成 15 年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額は、前述の賃金台帳のうち 15 年に支給された給与から控除されている社会保険料（雇用保険料）の合計額と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年3月31日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

昭和27年4月1日から28年3月31日までA社B事業所に自動車運転手助手として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人がA社B事業所で勤務していたことは推認できるものの、勤務期間の特定及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、オンライン記録によると、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の責任者も死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間においてA社B事業所で厚生年金保険の加入記録がある複数の者は、「当時、同社B事業所の所有するトラックは無く、他市から来ていた兄弟が所有するトラックに社名を付けて稼働していた。当該事業所がトラックを所有するようになったのは、かなり遅くなってからだったと思う。」、「当時、申立人は個人が所有するトラックに助手として乗車していたと思う。その後、申立人がトラックを運転していた記憶がある。」、「トラックには運転手一人だけが乗車し、助手はいなかった。当時の自動車運転手は全員20歳を過ぎていて、十代の者はいなかったと思う。」と供述していることから、申立人が同社B事業所の社員として勤務していたことが確認できないほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。